平成２２年（フ）第２５号
福岡県宮若市倉久1853―１、住民票上の住所
北九州市八幡西区上の原１丁目14番９号
破産者　佐藤　則行
１　決定年月日　平成22年５月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部
平成２２年（フ）第２６号
福岡県鞍手郡鞍手町大字猪倉331番地
破産者　郷原美佐子
１　決定年月日　平成22年５月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部
平成２２年（フ）第２８号
福岡県宮若市鶴田1890番地１
破産者　野田　真紀
１　決定年月日　平成22年５月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部
平成２１年（フ）第２５２号
長崎県大村市富の原２丁目184番地１エミネント富の原103、前住所佐賀市鍋島町大字森田374番地１
破産者　平田自動車こと　平田　郷司
１　決定年月日　平成22年５月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係
平成２１年（フ）第２７１号
長崎県大村市富の原１丁目1350番地20、前住所長崎県大村市桜馬場２丁目348番地３フレグランス桜馬場102
破産者　辰己ハルミ
１　決定年月日　平成22年５月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係
平成２１年（フ）第１５０号
鹿児島県大島郡龍郷町幾里101番地
破産者　喜島　早苗
１　決定年月日　平成22年５月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部
平成２１年（フ）第２１５号
鹿児島県肝属郡肝付町野崎1648番地
破産者　園田　幸一
１　決定年月日　平成22年５月27日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

更生計画認可

平成２１年（ミ）第３０号
栃木県那須塩原市塩原323番地
更生会社　株式会社塩原観光ホテル
１　決定年月日　平成22年５月24日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を満たしている。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（略）
第２章　更生計画の基本方針及び骨子（略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済に関する事項
第１節　（略）（以下の各別表は省略）
第２節　更生担保権の権利の変更と弁済方法
第１　方針
担保の目的物たる不動産のうち継続使用不動産は、旅館営業に関連しているので、更生会社が継続して使用する予定である。そこで、これにかかる更生担保権については、５年均等分割で支払う（詳細は後記第２）。
担保の目的物たる不動産のうち処分予定不動産は、旅館営業に関連していないので、売却する予定である。そこで、これにかかる更生担保権については、その売買代金額から諸費用を控除した額（実質売却価格）を、担保権の順位にしたがって割り付けて支払うことで、弁済とする。ただし、平成25年６月末日までに売買が完了しなかった場合、継続使用不動産にかかる更生担保権と同様の方法（第２の２）により支払う。（詳細は後記第３）
リースにかかる更生担保権については、５年均等分割で支払う（詳細は後記第４）。
第２　継続使用不動産にかかる更生担保権
１　確定債権
１件　　合計22,370,000円
（内訳）
①　元本および会社更生手続開始決定日前日までの利息・損害金
22,370,000円
②　更生手続開始決定日以降の利息・損害金
額未定　別表９
２　権利の変更および弁済方法
更生会社は、別表９「更生担保権弁済計画表（継続使用不動産）」記載のとおり、確定更生担保権額全額を、平成22年から平成26年まで５回に分割して20％ずつを、毎年の定期弁済日までに支払う。
第３　処分予定不動産にかかる更生担保権
１　確定債権
１件　　合計15,156,750円
（内訳）
①　元本および会社更生手続開始決定日前日までの利息・損害金
15,156,750円
②　更生手続開始決定日以降の利息・損害金
額未定　別表10
２　権利の変更および弁済方法
更生会社は、別表10「更生担保権弁済計画表（処分予定不動産）」記載の更生担保権については、処分予定不動産を後記①記載の方法により売却し、後記②または③記載の方法により弁済する。
ただし、処分予定不動産について平成25年６月末日までに売買契約が締結できなかった場合、またはそれまでに売買契約を締結したとしても平成25年６月末日までに決済が行われなかった場合には、後記④記載の方法により弁済する。
①　売却手続
ａ　管財人（更生手続終結決定がなされている場合には、更生会社。本項において以下同じ。）は、独自にまたは担保権者等からの紹介により買い手を探し、裁判所の許可を得て処分予定不動産を売却する。ただし、更生手続終結決定がなされている場合には、裁判所の許可を得ることを要しない。
なお、処分予定不動産を分割して売却することを妨げない。
ｂ　売却時期は、平成25年６月末日までとする。
ｃ　管財人は、売却前に、各処分予定不動産にかかる担保権者と事前協議し、その意見を斟酌しつつ、売却条件を担保権者に通知する。
ｄ　前記ｃの通知後１か月以内に、当該担保権者から管財人が通知した売却価格より５％以上高価に確実に購入する買い手を紹介することを内容とする書面による通知がないときは、管財人は前記ｃの通知価格でこれを売却することができる。
ｅ　売買契約の締結日をもって当該処分予定不動産にかかる担保権はすべて消滅する。ただし、第１回定期弁済日が売買代金決済の日より遅い場合には、後記③の定めを準用し預金担保変換を行うものとする。
ｆ　管財人が売買契約を締結したときは、当該不動産にかかる担保権者は、管財人の求めに応じて担保権抹消登記手続に必要な一切の書類を無条件で交付する。
②　弁済額および弁済方法
ａ　割付および弁済方法
㈠　当該不動産にかかる担保権者に対し、
㈡　当該評定額が実質売却価格と同額に定められていたならば更生担保権を有することとなる担保権者（更生債権者である場合に限る）に対し、
㈢　実質売却価格を割り付け、
㈣　割付を受けた担保権者に対し、割付額を、売買代金決済の日または第１回定期弁済日のいずれか遅い日に弁済する。